

# 財団法人鳥取県造林公社第1期経営改善計画（骨子）

（計画期間 平成25年度～34年度）

平成25年2月  
（財）鳥取県造林公社

## 経営の目標

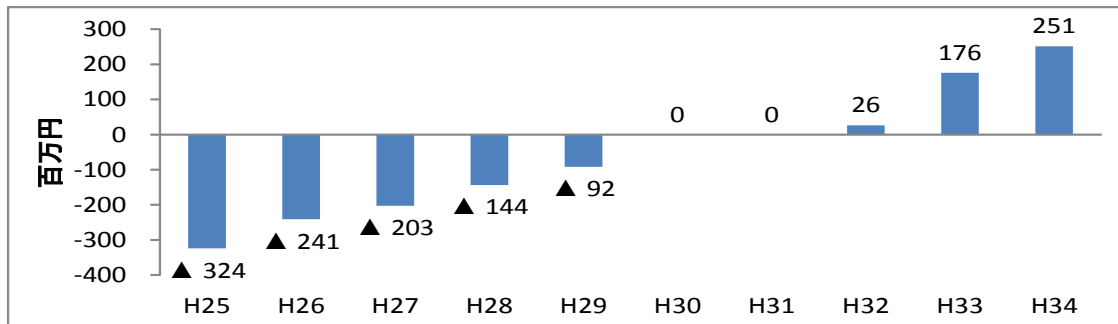
- ◇平成30年度頃までに県借入金をゼロにする
- ◇平成32年度頃までに単年度黒字化（県償還金の計上）を図る

## I 基本方針

### （1）経営改善の方針と目標

- ・計画期間を経営改革プランに基づく「公社改革のスタートの10年間」と位置づけ
- ・長期経営改善計画の経営方針に従い、集中的な路網整備とこれに基づく低コスト収入間伐への転換、本格的な木材生産と販売に向けた仕組みづくり、分収造林契約の変更の推進、経営改善を進めるための組織体制の改善等を中心として、経営改革プランの達成に向けた基盤を築く取組を重点的かつ着実に推進
- ・これにより、平成30年度頃までに県借入金をゼロにするとともに、平成32年度頃までに単年度黒字化（県償還金の計上）
- ・各年度ごとに達成状況を点検・評価した上で、鳥取県に報告

### （2）期間中の収支の見通し（県償還金－県借入金）



## II 森林整備に関する事項

### （1）採算性判別の実施

- ・森林資源管理台帳（森林の生育状況、作業道の状況等について森林GISを活用して把握）の整備を推進し、事業地の採算性判断を実施
- ・経営改善計画の改定に併せて採算性判断を見直し

### （2）森林整備

- ・鳥取県等関係機関と連携しつつ、積極的に事業を推進

## III 木材の生産及び販売に関する事項

### （1）収入間伐の推進

- ・収入間伐（間伐材を搬出・販売して収益を確保）を積極的に推進
- ・路網や高性能林業機械等を活用した低コスト作業システムにより実施

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	計
面積(ha)	109	120	160	210	270	340	460	690	900	1,024	4,282

※四捨五入により計が一致しない場合がある

### （2）販路の開拓・有利販売の推進

- ・県内の大規模合板工場等と協定を締結し、直送による有利販売を推進
- ・伐採計画等について原木市場や工場等に積極的に情報提供

#### IV 財務状況の改善に関する事項

##### 1 分収造林契約の変更

- (1) 更新伐の導入及び契約期間の延長
    - ・国の補助制度の対象となる「更新伐」の導入に向けて取り組み
    - ・契約期間の延長（60年→80年）も併せて推進
  - (2) 土地所有者に対する説明等
    - ①地域説明会の開催
      - ・財産区等に説明する場として説明会を開催（収入間伐実施予定地区等を優先）
    - ②情報提供・発信
      - ・土地所有者に対し、造林公社の経営状況等について各種手段により情報提供
- ##### 2 収入の確保及び経費節減への取組
- 造林補助金を積極的に活用するとともに管理費を抑制

#### V 組織体制の改善に関する事項

##### 1 公益法人制度改革への対応

- ・平成24年度中に移行認定、平成25年度より公益財団法人へ移行

##### 2 事務局体制の整備と人材の育成・確保

- (1) 事務局体制の整備
  - ・分収契約の変更及び木材生産・販売に組織横断的に対応するチームを設置
- (2) 人材の育成・確保
  - ・木材の生産や販売に必要な知識・技能等に係る研修の実施や人材の確保を推進

#### VI 事業実施体制の確立に関する事項

- (1) 周辺森林との一体的整備
  - ・公社営林地における周辺森林との一体的な施業のアウトソーシング等を検討
- (2) 発注方式の改善
  - ・一部業務（発注業務等）の外部委託化も含め業務の効率化等を検討し、今期前半までに必要な体制を整備

#### VII その他経営の改善に関し必要な事項

##### 1 財務運営の改善

- (1) 林業公社会計基準への対応
  - ・「林業公社会計基準」（H23.3全国森林整備協会）に基づく会計処理の実施（H23決算～）
- (2) 契約方法の改善
  - ・一括発注や競争入札の導入によりコストを削減

##### 2 経営の透明性の向上と関係者への理解の醸成

- (1) 関係者への情報の提供・発信
  - ・公社経営の現状や経営改善を含めた新たな取組等を積極的に情報発信
- (2) 森づくり活動等への参画の促進
  - ・企業やボランティア団体等が実施する森林づくり活動の場としての公社林の提供、協賛団体等としての参画により、公社に対する理解醸成を促進

##### 3 森林資源の新たな活用

- ・オフセット・クレジット（J-VER）を取得、販売した資金を活用して森林整備を促進

##### 4 その他の経営改善の取組

- (1) 森林法に基づく森林経営計画の実行
  - ・森林経営計画を策定し、計画的に集約化施業を推進
- (2) 造林台帳データベースの整備
  - ・森林GISを整備（契約状況、施業履歴、森林資源の状況等）し、事業推進に資する造林台帳データベースを整備、保育事業や間伐事業の実施計画策定等に活用

##### 5 計画の進行管理

- ・改善計画の毎年度の達成状況等について評価し、必要に応じて見直しを実施